

## 【通知カード】

『通知カード』には、本人の氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されています。この『通知カード』は、全ての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、市役所の窓口などでの本人確認には、別途顔写真が入った証明書などが必要となります。

## ※通知カードイメージ

個人番号	○○○……○○○
生年月日	○年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県○市□町1-1-1

## 【個人番号カード】

平成28年1月以降には、申請により『個人番号カード』が交付されます。『個人番号カード』は身分証明書としての利用や、「マイナンバー」を確認する場などで利用されます。『個人番号カード』の申請書は、『通知カード』と併せて送付される予定です。また、現在『住民基本台帳カード』を使って利用しているe-Tax等にも引き続き使うことができます。

## ※個人番号カードイメージ



表面



裏面

『個人番号カード』と個人番号カードに搭載されるICチップには、本人の氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー・顔写真などが記録されます。なお、『個人番号カード』には、プライバシー性の高い個人情報記録されません。

現在の『住民基本台帳カード』は有効期限まで利用可能ですが、『個人番号カード』発行時には『住民基本台帳カード』は回収となり、両方の所有はできません。『マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）』の詳細はこちらへ

●内閣官房「社会保障・税番号制度」  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

お問い合わせセンター  
0570(20)0178 (全国共通ナビダイヤル)

お問い合わせは、番号通知・個人番号カードについて

市民課 (2階)  
01502、01600へ。  
その他マイナンバー全般について

総務課 (4階)  
01519、01602へ。

## おめでとう 赤ちゃんセット配布事業のお知らせ

### 子育て応援チケットとモバリングッズをプレゼント！

市では、新生児の保護者の経済的負担の軽減と、子育て支援を図ることを目的として、赤ちゃんが生まれた保護者に「子育て応援チケットとモバリングッズ」を無償で配布します。

#### 【対象】

平成27年4月1日以降に出生した新生児  
(該当になる方にはお知らせします)。

#### 【配布物】

- ①子育て応援チケット  
・第1子、第2子=5千円分  
・第3子以降=1万円分 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある養育されている児童のうち、3番目以降の子に限る)。  
※チケットは、ステッカーのある取扱店舗で使用できます。有効期限は配布した日の属する月の翌月から6か月間です。
- ②モバリングッズ (エコバック、タオル、コップ)

#### 【配布方法・場所】

お子さまの出生届の届出をした際に、市民課窓口および本納支所窓口において配布します。

#### 【市内事業者のみなさまへ】

市では、事業で発行するチケットの取扱いについて、ご協力いただける店舗を募集しています。



お問い合わせは、子育て支援課 (2階)  
01573、01610へ。